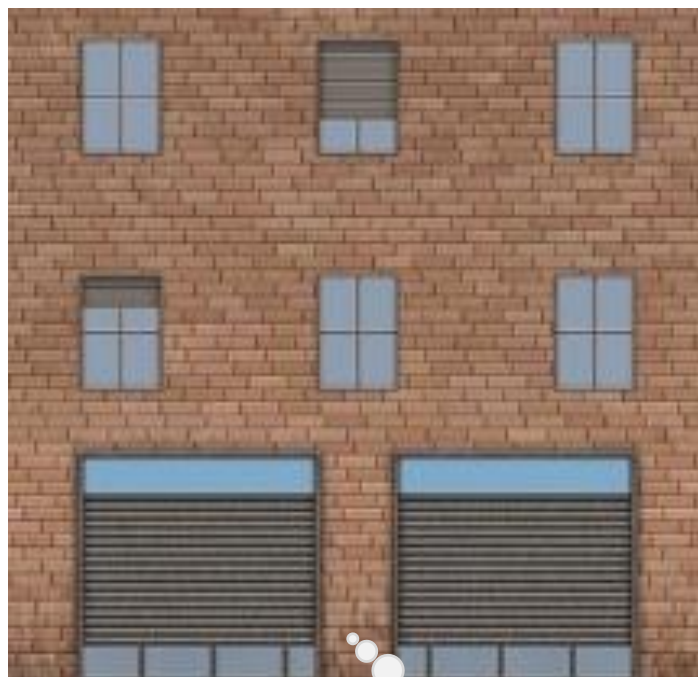


空き店舗等をお持ちの方はいませんか？

霧島市では空き店舗等の有効活用を促進するために、市のホームページで、空き店舗等の情報を広く公開しています。



- 登録可能な方はこちら！！**
- ✓ 市内に空き店舗等を所有する方
 - ✓ 商工業での利用目的で売買や貸付をしたい方
 - ✓ 霧島市の活性化のお手伝いをしていただけの方！！

誰も借り手がいない・・・
 借り手を探すのが面倒・・・
 誰も借りてくれないだろう・・・

と思っている皆様。
 是非、市の制度をご活用ください！！



申込書等の提出

- 登録申込書（間取図・位置図他）
- 同意書・誓約書
- 登記事項証明書（土地・建物）

現地調査

- ・登録希望物件の現地調査を行います。
- ・市ホームページに掲載する店舗内外観の写真を撮ります。

登録完了・情報公開

市ホームページに掲載！！

他にも・・・

↓ 借りたい、買いたい人から希望があったら・・・

担当の仲介業者、所有者、利用希望者の3者で、交渉・契約を行います。

※市は、物件に対する斡旋や仲介は行いません。

空き家バンク制度

住まなくなった家を売りたい方、貸したい方は、ご相談ください！

問：地域政策課
 TEL：0995(64)0952

※空き店舗等とは・・・事務所や事業所、店舗などの商工業の利用目的のために貸付を希望する空き店舗や空き家のことです。ただしプレハブ等の簡易な建物は登録することは出来ません。

霧島市空き店舗等ストックバンクへの登録については、上記の他にも条件がございます。詳細については、市ホームページをご覧ください。商工振興課へご連絡ください。

問い合わせ
 申し込み
 はこちらへ

霧島市役所 商工振興課 商工観光政策グループ
 TEL 0995-64-0912 E-mail shou-seisaku@city-kirishima.jp

霧島市 スtockバンク

検索